# 武力行使と国際刑事法

「集団的自衛権」を巡る議論を題材として

# 戦争の違法化

- 国連憲章第2条第4項
  すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。
- 憲章第6章「紛争の平和的解決」（PKO）
- 憲章第7章「**平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動**」（例外）
  42条の安保理の行動と51条の自衛の場合のみが例外的に武力行使ができる。
- これらにより「戦争」は違法化され、**「宣戦布告」など、戦争の正当性を確保する手段は、国際法的には意味が無くなった。**（自衛権行使の場合は、安保理への通報義務 – 51条）

# パリ不戦条約（1928）

- 第一条
　締約国は、**国際紛争解決のため、戦争に訴えない**こととし、かつ、その相互関係において、**国家の政策の手段としての戦争を放棄する**ことを、その各自の人民の名において厳粛に宣言する。
- 第二条
　締約国は、相互間に起こる一切の紛争又は紛議は、その性質又は起因がどのようなものであっても、**平和的手段以外にその処理又は解決を求めない**ことを約束する。

# 日本国憲法第9条

- 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、**国権の発動たる戦争**と、武力による威嚇又は武力の行使は、**国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する**。

- 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

# 憲章7章

- 第41条〔非軍事的措置〕 **＝制裁措置**
  安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国 際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並び に外交関係の断絶を含むことができる。
- 第42条〔軍事的措置〕
  安全保障理事会は、第41条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、**国際の平和及び安全の維持又は回復に必要 な空軍、海軍又は陸軍の行動をとる**ことができる。この行動は、**国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動**を含むことができる。
- ＊　日本の憲法9条2項は、「陸海空軍その他の戦力」と定義することで、42条後段に掲げられる「**空軍、海軍又は陸軍**」を意図的に排除している。

# 自衛権

- 国連憲章 51条（第7章末条）
  この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して**武力攻撃が発生した**場合には、**安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間**、 **個別的又は集団的自衛の固有の権利**を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国が措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。...
- ＊加盟国への武力攻撃が発生したことが必要。また、安保理の行動が前提であり、それまでの「つなぎ」に限定される。自衛権の行使にあたっては安保理への報告が義務なので、宣戦布告は国際的には意味がまったくない。
- ＊憲法9条が自衛権を放棄したか否かについては争いがあるが、パリ不戦条約を前提にしてこうした体系ができたことを考えれば、憲章51条の自衛権は、9条2項が本来放棄した内容にあたると考えるべき。つまり「9条で合憲とされ得る自衛権」は51条よりも狭いのではないか？

# 集団的自衛権

- 憲章51条が、自衛権を個別的自衛権と集団的自衛権の並列で規定したことにより生じた概念。事実上、戦争の可能性を拡大させる点で国際的にも懸念が持たれている。
- ただし、加盟国への武力攻撃が必須要件であり、安保理による事後の行動が前提なのも同様。
- ちなみに、日本でこれまで議論されてきたケースは、ほぼすべて「個別的自衛権」の問題であり、「集団的自衛権」の問題ではない。単に、9条が認めていない武力使用の問題だった。
- ところが、閣議決定で問題にしているのは、これらの**自衛権の問題ではない**。
- ＊なお、集団的自衛権行使容認論者の細谷雄一も、今回の閣議決定も、そもそもの議論も、「本来、集団的自衛権の問題ではない」と主張している。

# 2014年7月1日閣議決定の内容

- 閣議決定は、「１　武力攻撃に至らない侵害への対処」の中の(3)と(4)に、武力攻撃に至らない侵害に対する武器による応戦を前提にした記述がみられる。特に(4)では、米軍に対する「武力攻撃に至らない攻撃」が論じられており、それに対する武力行使を前提にした記述がみられる。これは、もちろん憲章51条の要件を満たしていない。
- 国連憲章は、武力攻撃に至らない場合は、第6章のPKOで対処することが自明。また、41条の制裁措置も前提となる。つまり閣議決定の前提は、国連憲章のシステムには乗っていない。（おそらくは、日米安保と9条解釈の線のみ？）
- ちなみに、米国は、現在でも「宣戦布告」（Declaration of War）手続きを国際的に僭称する国家であり、憲章のシステムとの間には緊張関係がある。
- 今回の閣議決定は、憲章の戦争違法化の流れではなく、米国の軍事戦略への帰属を鮮明にしたものであり、自衛の枠を超えた広範な武力行使への道を開いてしまう。

# 戦争違法化に対応する「法の支配」

- 「法の支配」：英米法淵源の概念。慣習的に形成された「コモン・ロー」とそれを補完する実定法としての「エクイティ」によって実現されるRule of Law→「人権保障」
  Lawとは、人の意思を超えて存在する超国家的価値
- 「法治主義」：ドイツ法淵源の国家＝法の内部における価値概念。Rechtsstaat
  適正手続によって制定された法律の「正しさ」を前提とする
- 「立憲主義」：近代的立憲主義はフランス法由来。‘nation’（ナシオン：抽象的な主権者）のもとに三権が分立する国家体制を前提として「国王」の権力＝「王権」が正当化される（それを表示したものが「憲法」であり、これが国家の存立基盤）

  以上を確立することを、近代的な国家再建において重視する→紛争後の復興指針
- 戦争による紛争解決ではなく、「法の支配」の回復を→国際刑事裁判の必要性

# 国際刑事裁判の対象

- 戦争犯罪：ジュネーブ諸条約に示された各禁止行為（民間人保護、民間施設保護、赤十字保護、捕虜虐待の禁止、無差別攻撃禁止など）＝戦時（武力紛争時）における禁止行為（**B**）
- 人道に対する罪：Crimes Against Humanity 当初はホロコーストに代表されるジェノサイド行為に対する呼称だったが、やがて、平時における戦争犯罪に相当する行為全般をさすようになった。組織的かつ大規模に実行される場合に、一般犯罪とは区別して国際刑事裁判の対象（**C**）
- ジェノサイド：ジェノサイド条約で登場した概念。典型的にはホロコースト犯罪など。特定の民族・宗教集団への大量殺戮や民族浄化、性奴隷制、強制移住などを指す。ただし、基本的には、人道に対する罪のカテゴリー
- 侵略の罪：国際刑事裁判所の4つ目の対象犯罪。戦争指導者を裁く「平和に対する罪」に相当する。ICCにおけるその処罰範囲の詳細については、現在も議論が続いている。 （**A**）

# 国際刑事裁判所と混合法廷

- 東京裁判（極東国際軍事裁判）：日本の戦争犯罪人に対する裁判（主としてAを対象）
- ニュルンベルグ国際軍事裁判：ナチス犯罪人の裁判（主としてA）
- 旧ユーゴ国際刑事法廷（ICTY）：安保理設置。ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争
- ルワンダ国際刑事法廷（ICTR）：安保理設置。ルワンダ大量虐殺への対応
- 国際刑事裁判所（ICC）：国連から独立した機関（ローマ規程＝条約に基づく）
- カンボジア国際法廷：混合法廷（国内裁判官と国際裁判官の共同）
- シェラレオネ国際法廷：混合法廷（国内裁判官を含めた国際裁判）